

# 現場説明書

- 1 業務名 地籍調査事業（外注）  
2 監督員 建設部土木用地課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積（以下「入札等」という。）は、業務委託契約書又は業務委託請書（以下「契約書等」という。）、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則（以下「契約規則等」という。）に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面（この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。）、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 前払金について

前払金  する  しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 3. 部分払について

部分払  する（~~一回以内~~）  しない

### 4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- ~~(1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 <small>（委託代金額に対する割合）</small>	前払金
<del>初年度（<del>      </del>年度）</del>	<del>      </del> %	<del>支払限度額 × 委託代金額 の %</del>
<del>第2年度（<del>      </del>年度）</del>	<del>      </del> %	<del>支払限度額 × 委託代金額 の %</del>
<del>第3年度（<del>      </del>年度）</del>	<del>      </del> %	<del>支払限度額 × 委託代金額 の %</del>

- ~~(2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。~~

### 5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
- ア 委託代金内訳書 ~~要提出（契約締結後7日以内）~~  
 提出不要
- イ 工程表  要提出（契約締結後7日以内）  
 提出不要
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

## (3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

## (4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

## (5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

## (6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

## (7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	<del>あり</del>	なし
-----------	---------------	----

**6. テクリスの登録について**

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

**7. 下請負者について**

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

**8. 一括下請けの禁止について**

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

**9. 技術的事項について (別紙)**



# 測 量 業 務 仕 様 書

- 1 本仕様書は、横須賀市建設部土木用地課の地籍調査の発注に係る測量業務委託に使用する。
- 2 特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- 3 測量業務については、本仕様書によるほか「横須賀市公共測量作業規程」に則りその他関係法令に準拠するとともに監督員の指示、監督のもとに実施すること。
- 4 本業務について市が必要と認めたときは、協議の上業務の変更又は中止をすることがある。
- 5 受託者は、市から貸与を受けた図面等は常に管理状況を明らかにして業務執行し、業務委託完了後はただちに返還しなければならない。貸与品を紛失等した場合は、受託者の負担により損害を補填し、原状回復しなければならない。
- 6 従事者が民地内に立入るときは、土地所有者等の了解を得て立入り、常に言動に慎み、人心に不安、悪感情を与えないよう充分注意すること。
- 7 作業中は、交通妨害になるような行為及び公衆に迷惑を及ぼすことのないように注意するとともに、各従事者の安全確保には万全を期すこと。
- 8 業務履行中に事故が生じたときは、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに市へ報告すること。なお、事故の処理に要する費用は、受託者の負担とする。
- 9 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」「個人情報の取扱いに関する特記事項」に則り、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利、利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 10 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

地籍調査事業（外注）

特記仕様書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本業務は、地籍調査の一部の工程を実施し、地籍図原図（以下「原図」という。）を作成することを目的とする。

### (法令等の適用)

第2条 この仕様書に定めのない事項については、次の各号に掲げる法令及び規程等の最新のものを用いる又は準用するほか、監督員の指示に従い実施するものとする。ただし、契約締結後に法令及び規程等の改正があった場合は、監督員と協議し、適用又は準用する法令及び規程等を決定する。

- (1) 国土調査法(昭和26年6月1日法律第180号)(以下「法」という。)
- (2) 国土調査法施行令(昭和27年3月31日政令第59号)
- (3) 国土調査法施行規則(平成22年10月12日国土交通省令第50号)
- (4) 地籍調査作業規程準則(昭和32年10月24日総理府令第71号)(以下「準則」という。)
- (5) 地籍調査作業規程準則運用基準(平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知)
- (6) 地籍調査票作成要領(令和3年3月31日国不籍第579号)
- (7) 地籍図作成要領(令和3年3月2日国不籍第489号)
- (8) 地籍簿作成要領(令和3年3月31日国不籍第581号)
- (9) 地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知)(以下「工程管理及び検査規程」という。)
- (10) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局長通知)(以下「工程管理及び検査規程細則」という。)
- (11) 調査図素図表示例(昭和32年10月24日経企土第179号経済企画庁総合開発局長通達)
- (12) 地目調査要領について(昭和42年2月18日付け経企土第7号経済企画庁総合開発局長通達)
- (13) 仮地番の設定及び地番対照表の作成要領(昭和32年10月24日経企土第179号経済企画庁総合開発局長通知)
- (14) 地籍簿案の作成について(昭和49年8月5日国土庁土地局国土調査課長指示)
- (15) 地籍調査事業(外注)実施要領(平成15年4月1日付け国土国第

504号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)

- (16) 地籍測量に用いる器械の点検要領（平成23年12月27日付け国土籍第280号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）（以下「点検要領」という。）
- (17) 地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例（平成29年11月21日付け国土籍第322号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (18) 復元測量の手引（令和7年3月31日付け国土交通省政策統括官付地理空間情報課地籍整備室企画専門官事務連絡）
- (19) 地籍調査外注化実施マニュアル（国土交通省土地・水資源局国土調査課）
- (20) 横須賀市地籍調査作業要領（別紙1）
- (21) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）
- (22) 横須賀市公共測量作業規程
- (23) 不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号）

（定義）

- 第3条 この特記仕様書において「土地所有者」とは、登記名義人をいう。
- 2 この特記仕様書において「土地所有者等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
    - (1) 存命の登記名義人
    - (2) 死亡した登記名義人の法定相続人

（受託者（以下「乙」という。）の義務）

- 第4条 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者（以下「甲」という。）と協議のうえ監督員の指示により実施する。
- 2 乙は甲に提出するすべてのものについて、提出前に見直しを行い、不備が無いように努めること。
  - 3 土地所有者等に通知文等を発送する際は、発送直前に再度、封筒の宛名と送付物の内容を確認し、誤送付が起こらないようにすること。

（軽微な変更）

- 第5条 本委託業務の実施にあたって現地の状況などにより、作業に重大な影響をおよぼさない軽微な変更をおこなう必要が生じた場合には、監督員と協議すること。ただし、この場合の変更については契約金額を変更しないものとする。

(打合せ)

第6条 乙は、甲や関係機関等と打合せを行った場合は、乙が「業務打合せ及び協議記録簿」を作成し、現場代理人の確認印を押下後、2部を監督員に提出するものとする。

2 甲から乙に貸与したものは、貸与日及び返却日を記録すること。なお、記録方法については、別途協議することとする。

(現場代理人・主任技術者)

第7条 現場代理人は、工程管理及び検査規程第2条第1項第10号で規定する主任技術者を兼ねること。

2 主任技術者は、測量法による測量士の資格を有し、なおかつ地籍主任調査員（公益社団法人全国国土調査協会）、地籍工程管理士（公益社団法人全国国土調査協会）、地籍調査担い手技術者（一般社団法人日本国土調査測量協会）、地籍調査管理技術者（一般社団法人日本国土調査測量協会）又は地籍総合技術監理者（一般社団法人日本国土調査測量協会）のいずれか一つ以上の資格を有する者とする。

3 乙は、前項を証する書類の写しを現場代理人及び主任技術者等届に添付するものとする。

4 主任技術者は、作業者に対し自己点検の実施を徹底させる。

5 主任技術者は、野外における測量及び調査に際しては、作業者に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、乙が行うべき地元関係者との応対等の指導及び教育を行うとともに、測量、調査が適正に行われるよう管理、監督しなければならない。

6 主任技術者は、作業者に対して指導的な立場に立ち、作業全体の技術の向上に努めなければならない。

7 主任技術者は作業者の行為に対して一切の責任を負うものとする。

(計画)

第8条 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 概要（調査地域、調査面積、測量方法、精度、縮尺）
- (3) 作業班編成
- (4) 作業者名簿（作業者の氏名、生年月日及び資格（登録番号を含む）を記載し、誰が現場代理人か明示すること。）
- (5) 工程表

- (6) 「器械の点検確認書」、「器械の検定証明書の写し」又は「器械の試験・検査成績書の写し」
- (7) 「プログラムの点検確認書」、「プログラムの検定証明書の写し」又は「プログラムの試験・検査成績書の写し」
- (8) 工程管理及び検査規程細則の別表1で規定する工程小分類番号毎の作業の内容（誰が、いつ、何を行うのか）、その根拠規定及び第三者機関による地籍調査成果品の検定を受ける予定の機関の名称。

（身分証明書、腕章）

第9条 甲は提出された作業者名簿に基づき身分証明書を発行し、身分証明書及び腕章を乙に貸与する。

- 2 現場作業中、乙は必ず身分証明書を携帯し、腕章を着用すること。
- 3 乙は、本委託業務の完了後又は甲の指示があった場合、速やかに身分証明書及び腕章を甲に返還すること。

（土地所有者等に対する事業の案内の送付）

第10条 土地所有者等へ事業の実施案内文及び事業説明資料（以下「実施通知」という。）を送付する。

- 2 実施通知の書式は甲が作成するものとする。
- 3 乙は実施通知の印刷及び甲の指定する封筒に封入し、甲に提出するものとする。
- 4 土地所有者等への発送は、甲が行うものとする。
- 5 発送時期については、初回打合せ時に監督員と協議の上、決定する。

（器械の点検）

第11条 乙は契約後速やかに、使用する機器及びプログラムが点検要領に即した点検が行われているか確認し、その証書の写しを業務計画書に添付し、提出しなければならない。

- 2 乙は作業前及び作業中に適宜点検を行い、必要な調整をしなければならない。

（委託関係書類の整備）

第12条 乙は、本業務に関する関係書類を備え、随時監督員が確認できるよう整備しておくものとする。

(成果品)

第13条 納品すべき成果は、別紙2のとおりとする。

- 2 監督員の指示があれば、紙又は電子一方のみの形態で納品することができるものとする。
- 3 電子成果は、甲が支給するCD-R又はDVD-Rに記録すること。
- 4 電子成果の各ファイル形式は、PDFを原則とする。編集可能な形式のファイル(ワードファイル、エクセルファイル、CADデータ等)が存在する場合は、それも納品すること。

(納入場所)

第14条 成果品の納入場所は、横須賀市建設部土木用地課とする。

(成果品の所有権)

第15条 本委託に関する成果品の所有権は、横須賀市に帰属するものとする。

(認証者検査等への協力)

第16条 乙は、地籍調査事業の性質上、契約期間終了後も次の各号に関することについて協力するものとする。

- (1) 認証者による検査
- (2) 法第19条第1項の規定による認証の請求
- (3) 法第20条第1項の規定による法務局への成果の写しの送付
- (4) 会計検査

(作業工程)

第17条 本委託の作業工程は、次の各号のとおりとする。

- (1) F I 工程 細部図根測量
  - (2) F R 工程 現況測量・復元測量
  - (3) E 工程 一筆地調査
  - (4) F II - 1 工程 一筆地測量
  - (5) F II - 2 工程 原図の作成
  - (6) G 工程 地積測定
- 2 F I 工程は、既存の細部図根点等の状況により省略することができる。
  - 3 前項の場合については、契約金額を減額する。
  - 4 F I 工程、F R 工程及びE 工程は、同時に開始することができる。
  - 5 F II - 1 工程及びF II - 2 工程は、E 工程完了前に適宜開始することができる。

- 6 FⅡ-2工程とG工程は、併せて実施することができる。
- 7 第1項の各号の工程は、作業量が増減する可能性がある。その場合は、契約金額を変更する。

(業務委託概要)

第18条 業務委託概要は次の各号のとおりとする。

- (1) 調査地域：横須賀市佐島2丁目地内ほか（別紙3）
- (2) 測量の方式：地上法・TS法
- (3) 精度：甲一（国土調査法施行令別表第四に定めるところによる。）
- (4) 縮尺：1/500

(委託料の積算)

第19条 本業務の内、FⅠ工程、FR工程、E工程、FⅡ-1工程、FⅡ-2工程及びG工程については、公益社団法人全国国土調査協会発行地籍調査事業費積算基準書に基づいて委託料を積算するものとする。

## 第2章 FⅠ工程 細部図根測量

(選点)

第20条 細部図根点の選定にあたっては、以下の点に留意する。

- (1) 細部図根点の設置位置は横須賀市建設部が管理する土地を原則とし、民有地等に設置する必要がある場合は、監督員に報告するものとする。
- (2) 放射法による細部図根測量は、極力行わず、多角測量法による細部図根測量を原則とすること。
- (3) 前各項に定めのない事項については、別途監督員の指示によるものとする。

(標識)

第21条 標識は金属製の標鋌とし、その寸法等は別紙4のとおりとするが、現場の状況により、監督員の承諾があれば、変更できるものとする。

(計算)

第22条 細部多角点の座標値は、厳密網平均計算により求めること。

- 2 前項に定めのない事項については、別途監督員の指示によるものとする。

### 第3章 F R 工程 現況測量・復元測量

(作業手順)

第23条 現況測量及び復元測量は、復元測量の手引き及び別紙5フロー図の手順により行うものとする。

(現況測量)

第24条 既存の境界標示物（境界石、プレート、鋳等）や、復元測量の作業を行う上で必要とされる現地の地形・地物（側溝、境界ブロック、道路形態、植栽、ブロック塀、建物、その他筆界を推定する上で必要となる物）の測量を行う。なお、本測量は一筆地測量に準じて行うものとする。調査範囲の外周が長狭物の場合、調査範囲外であっても測量するものとする。なお、測量範囲については、監督員の指示に従うこと。

(変換計算)

第25条 既存資料のうち、座標値を有するものについては、世界測地系への変換計算を行う。変換計算の良否については、「復元測量検討図作成」で判断する。

(復元測量図の様式)

第26条 復元測量図の用紙の大きさは、監督員の指示に従うこと。

- 2 横須賀市 1/250 図式規程を参考に作成するものとする。
- 3 復元測量図には、復元可能であった地番の位置、筆界点及び筆界点番号、点間距離、復元測量に用いた筆界に関する客観的資料等の名称、縮尺、方位、町名を記載すること。

(復元測量検討図の作成)

第27条 復元測量図に、現況測量の結果と変換計算の結果を重ね合わせ、さらに、座標値を有しない既存資料も配置を検討のうえ重ね合わせ、復元測量検討図を作成する。同時に、座標値を有しない既存資料の座標値を算出する。復元測量検討図、既存資料、現地踏査の結果等を比較し、筆界点案の妥当性について検討を行い、問題があれば修正する。

- 2 復元測量検討図の作成は、地積測量図等の既存図面が存在しない土地であっても、道路境界確定図、不動産登記法第14条第1項で規定する地図、同条第4項で規定する地図に準ずる図面、地積測量図等の筆界に関

する資料及び登記記録の面積等を参考にして行うこと。また、調査範囲と隣接する箇所が存在する各種図面との接合についても考慮して調査範囲すべてについて筆界案を図示すること。

- 3 完成した復元測量検討図は、別紙6「復元測量検討図チェック結果記録表」により記載内容の過不足や正確性の確認を行う。
- 4 筆界案の点間距離は、小数点以下第4位を切り捨て、第3位までを表示する。
- 5 横須賀市建設部が管理する土地について、筆界案の点間距離が30.00m以上になった場合、その筆界線上の適当な位置に新たな中間点（以下、中間点も筆界点とする）を設定すること。
- 6 復元測量検討図は、監督員の指示により修正するものとする。

#### （復元測量検討図の様式）

第28条 復元測量検討図には、筆界点番号とそれらの点間距離を表示すること。

- 2 道路境界確定図の情報は、赤色で表示すること。
- 3 各筆の登記記録の地番、地目（公簿及び現況）、地積（公簿及び筆界案から算出したもの）、登記名義人を記載すること。ただし、地積測量図が存在する筆については、次項のとおり記載すること。
- 4 地積測量図が存在する筆の情報は、青色で表示すること。併せて、その周辺に「測」又は「測」と記載し（求積されている筆については「測」、求積されていない筆については「測」）、地積測量図の登記年月日を記載すること。
- 5 その他既存図面の情報（名称、範囲、数値、線や作成日等）は、桃色で表示すること。
- 6 現況測量で測定した値は、黒色で表示すること。
- 7 既存図面と実測値の点間距離差又は既存図面と計算値の点間距離差を黒色で表示すること。
- 8 調査範囲は、赤色の破線で表示すること。
- 9 方位記号、町名、縮尺及び凡例を表示すること。
- 10 復元測量検討図は立会い前・立会い後（境界標埋設後）の2種類作成すること。

前項までの事項については、監督員の承諾があれば変更できるものとする。

#### （筆界点番号）

第29条 筆界点番号は、都市部官民境界基本調査成果や官民境界等先行調査で測量した点のほかは、次のとおりとする。

2 筆界点番号は、[筆界点種別]+[-]+[年度識別番号]+[整数4桁]とする。

例 T-L9999

3 筆界点種別は、観測することにより筆界点の座標値を決定する場合は「T」とし、観測せずに計算により算出する場合は「G」とする。

4 年度識別番号は、監督員の指示に従うこと。

5 筆界点番号は、重複しないこととする。

#### (逆打計算)

第30条 取得した成果等を基に、復元測量のための逆打計算を行う。逆打計算の良否については、後続の「復元杭設置」の中で判断する。問題がある場合は実施者に報告し、対応を協議することとする。

#### (復元杭設置)

第31条 復元杭の現地での設置については、次の各号のとおりとする。

(1) 復元測量検討図を基に、現地に筆界点を標示する。

(2) 筆界点の標示は、白のペンキを標準とするが、現地の状況により木杭、鋏等を設置してもよい。

#### (復元杭設置後の修正)

第32条 復元点標示後、現場代理人と監督員が立ち会い、復元した筆界の妥当性について確認する。

2 前項の作業の結果、筆界案を修正する場合は、復元測量検討図も修正すること。

## 第4章 E工程 一筆地調査

#### (調査図一覧図、調査図素図の作成)

第33条 調査図一覧図及び調査図素図は、調査図素図表示例のとおり作成する。ただし、地目は略字を用いずに表示すること。

2 用紙の大きさは、監督員の指示に従うこと。

3 調査図素図には次の各号を追記すること。

(1) 地積（登記記録記載のもの）

(2) 所有者住所（登記記録記載のもの）

(3) 所有者持分（登記記録記載のもの）

(4) 市道等の番号

- (5) 市道等の起終点等を示す矢印
  - (6) 登記記録及び地図（公図）を調査した日付
  - (7) 調査地域の外周線
- 4 資料収集は甲が行うが、収集すべき資料は、乙が甲に提案すること。
  - 5 調査図素図は、契約後3週間以内に作成し、監督員の承諾を得ること。
  - 6 前各項に定めのない事項については、別途監督員の指示によるものとする。

#### （地籍調査票の作成）

第34条 地籍調査票（現地調査等用）は、土地の筆毎に作成する。各筆の地籍調査票（現地調査等用）の数は、土地所有者等の数とする。

- 2 作成にあたっては、地籍調査票作成要領に基づいて作成すること。
- 3 前各項に定めのない事項については、別途監督員の指示によるものとする。

#### （現地調査の通知）

第35条 土地所有者等へ立会い通知文、所有地一覧表及び委任状（書式）（以下「立会通知」という。）を送付する。

- 2 立会通知の各書式は、甲が作成するものとする。
- 3 乙は、土地所有者等毎に立会通知を作成、印刷及び甲の指定封筒に封入し、概ね立会い予定日の2週間前までに甲に提出するものとする。
- 4 土地所有者等への発送は、甲が行うものとする。
- 5 立会い日時については、予定表を作成し、監督員に提出すること。
- 6 土地所有者等からの立会い日時の変更については、やむを得ない場合を除き応じること。
- 7 立会通知が返戻されなかったにも関わらず、土地所有者等が立会い予定日に現れなかった場合は、再度1回以上立会い通知文を送付すること。
- 8 前各項に定めのない事項については、別途監督員の指示によるものとする。

#### （現地調査）

第36条 現地調査では、復元測量検討図、調査図一覧図、調査図素図、地籍調査票に基づいて、土地所有者等と立ち会い、所有者、地番、地目、筆界を調査して、調査図素図を修正することにより調査図を作成すること。

- 2 立会いにおいては、現地で土地所有者等に筆界案を速やかに示せるよう、地物との位置関係を把握しておくこと。

- 3 地目の確認は、土地所有者等と行うこと。
- 4 地籍調査票は、土地所有者等の人数分作成すること。
- 5 土地所有者等との筆界の確認が完了したら、地籍調査票の所有者等確認欄に署名又は記名押印を求めること。
- 6 立会人が代理人の場合、委任状を受領し、地籍調査票の所有者等確認欄に、署名又は記名押印を求めること。
- 7 立会人が相続人の場合、地籍調査票の所有者等確認欄に相続人又は相続人代表と記入させたいので署名又は記名押印を求めること。
- 8 筆界の確認ができない場合は、その理由・経過を具体的に地籍調査票の摘要欄、余白又は裏面に記録すること。
- 9 筆を構成する一部の筆界について確認が得られない場合、F R工程で決定した復元点の番号等を用いて、どの部分が確認未了か地籍調査票の摘要欄に記入したのち、地籍調査票に署名又は記名押印を求めること。  
この場合も、その理由・経過を具体的に地籍調査票の摘要欄、余白又は裏面に記録すること。
- 10 公図上接しているが、実際は接していない土地について、その土地が調査範囲の外に存在する場合、土地所有者等に説明し、土地の位置に関する確認書（様式は監督員が別途指示する）に署名又は記名押印を求めること。
- 11 不立会いの場合は、地籍調査票の摘要欄又は余白にその旨を記入すること。
- 12 住所不明等により立会い通知文を送付できなかった場合は、その旨を地籍調査票の摘要欄に記入すること。
- 13 問題が発生した場合は、「問題点等報告書」を作成すること。
- 14 土地所有者等の確認を得た後に地籍調査票及び委任状に不備が発覚した場合は、乙が当該土地所有者等に連絡を取り修正すること。
- 15 現地調査の結果、F R工程の成果の不備が発覚した場合、監督員に報告すること。
- 16 土地所有者等との第1回立会いは、令和8年12月末日までに完了させること。
- 17 前各項に定めのない事項については、別途監督員の指示によるものとする。

(図面等調査)

第37条 筆界の調査は、現地調査を原則とするが、土地所有者等の求めがあれば図面等調査を行うこと。

- 2 図面等調査に要する郵送費は、甲の負担とする。
- 3 前各項に定めのない事項については、別途監督員の指示によるものとする。

(調査図の作成)

第38条 調査図は、調査図素図表示例のとおり調査図素図に追記すること。ただし、地目は、略字を用いずに追記すること。

- 2 登記名義人が死亡している場合は、調査図の登記名義人に赤字で「亡」と記載すること。
- 3 前各項に定めのない事項については、別途監督員の指示によるものとする。

(筆界標示杭の設置)

第39条 一筆地調査の結果、筆界標示杭が設置されていない筆界点がある場合で監督員が隣接土地所有者と協議の上必要があると認める場合、筆界標示杭を設置すること。

- 2 既存の筆界標示杭が亡失し、筆界標示杭を復元する必要があると監督員が隣接土地所有者と協議の上認める場合、筆界標示杭を設置すること。
- 3 既存の筆界標示杭を撤去する必要があると監督員が隣接土地所有者と協議の上認める場合、撤去すること。
- 4 筆界標示杭の種別は、監督員の指示によること。
- 5 筆界標示杭は甲が支給する。
- 6 筆界標示杭埋設にあたり、トータルステーションや2点以上の引照点などにより正確に埋設すること。
- 7 筆界標示杭は、通行の支障が無いように堅固に固定することとし、境界標の埋設方法については、別紙7のとおりとする。
- 8 前各項に定めのない事項については、別途監督員の指示によるものとする。

第5章 F II - 1 工程 一筆地測量

(一筆地測量)

第40条 一筆地測量は、放射法、多角測量法及び交点計算法によるものとする。

- 2 筆界点成果簿には、確認した筆界点以外の成果を記載しないこと。

## 第6章 FⅡ-2工程 原図の作成

(仮作図)

第41条 仮作図を終えたら、速やかに甲に提出すること。

第42条 地籍図一覧図の外周の図郭線は、赤色とすること。

第43条 筆界点番号図には、確認した筆界点以外の成果を記載しないこと。

## 第7章 G工程 地積測定

(地積測定)

第44条 座標面積求積は、時計回りで行うこと。

2 筆界未定地は、合計面積を求積すること。

## 第8章 その他

(成果の検定)

第45条 本委託の成果の一部（FⅠ工程及びFⅡ-1工程）は、第三者機関による検定を受けなければならない。

2 検定は、工程管理及び検査規程細則に定める基準を満たす機関によるものとする。

(誤り等訂正申出)

第46条 本業務の終了後、甲は法第17条第1項に基づく閲覧を行う。その結果、同条第2項の規定に基づき土地所有者等から誤り等の申出がある場合、甲は再調査等を行う。甲が再調査等の一部を、乙に委託する必要があると判断した場合、乙は随意契約するよう努めること。

2 前項における契約の額は、最新の積算基準書で算出した額に、本業務の落札率を乗じることにより決定する。

## 横須賀市地籍調査作業要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国土調査法(昭和26年法律第180号。以下「法」という。)第6条第2項及び第6条の4第2項の規定に基づき、横須賀市の地籍調査作業に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 法第6条第2項及び第6条の4第2項の規定による横須賀市地籍調査作業の規定については、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 成果品一覧

### 1 F I 工程

- (1) 公共基準点等の与点の成果簿（写）
- (2) 公共基準点等の与点の点の記
- (3) 細部図根点選点図【PDF, SXF (p21)】
- (4) 準則第 64 条第 2 項に係る与点の点検簿
- (5) 細部図根点測量観測計算諸簿（観測手簿（点検（測量）時を含む）、観測記簿、計算簿、平均図【PDF, SXF (p21)】、観測図【PDF, SXF (p21)】）
- (6) 点検計算路線図【PDF, SXF (p21)】
- (7) 細部図根点網図【PDF, SXF (p21)】
- (8) 細部図根点成果簿
- (9) 与点及び新点の sima データ（紙の納品は不要）
- (10) 精度管理表
- (11) 全細部図根点写真（周囲の構造物との位置関係が分かるように斜め上方から撮影し、標示板（黒板等）に業務名、細部図根点名、標識の種類及び新設か既設かを記載し、写し込むこと。）

### 2 F R 工程（現況測量・復元測量）

- (1) 観測計算諸簿（既存の境界標示物についてのみ）
- (2) 変換計算簿
- (3) 復元測量図
- (4) 復元測量検討図【PDF, SXF (p21)】
- (5) 逆打計算簿
- (6) 既存の境界標示物と復元点の sima データ

### 3 E 工程

- (1) 調査図一覧図
- (2) 調査図素図（着色有り）
- (3) 調査図素図（着色なし）
- (4) 調査図
- (5) 地籍調査票綴（電子成果は、現地調査前の状態のものでも可）
- (6) 土地の位置に関する確認書（電子成果は、現地調査前の状態のものでも可）
- (7) 地番対照表
- (8) 地元説明会の記録

- (9) 全筆界点写真(周囲の構造物との位置関係が分かるように斜め上方から撮影し、標示板(黒板等)に業務名、筆界点番号、標識の種類及び新設か既設かを記載し、写し込むこと。)
- (10) 土地所有者等一覧表(地番、地目、持ち分、続柄、現住所、氏名、通知記録(地元説明会、立会い、それぞれの送付日と返戻日)、備考)
- (11) 立会い通知文及び所有地一覧表(それぞれデータのための納品可)
- (12) 問題点等報告書(地籍調査外注化実施マニュアル参照)
- (13) 一筆地調査完了報告書
- (14) 図面等調査で送付した図面や写真等の写し
- (15) 公図
- (16) 登記事項要約書土地
- (17) 地積測量図
- (18) 道路境界確定図等の図面

#### 4 F II 工程

- (1) 準則第 70 条の 2 第 2 項に係る与点の点検簿
- (2) 公共基準点等の与点の成果簿(写)
- (3) 公共基準点等の与点の点の記
- (4) 一筆地測量観測計算諸簿(観測手簿(点検時を含む)、観測記簿及び計算簿)
- (5) 筆界点番号図【PDF, SXF(p21)】
- (6) 筆界点成果簿
- (7) 筆界点の sima データ(紙の納品は不要)
- (8) 精度管理表
- (9) 地籍図一覧図【PDF, SXF(p21)】
- (10) 仮作図
- (11) 地籍図原図【PDF, SXF(p21)】
- (12) 地籍明細図【PDF, SXF(p21)】

#### 5 G 工程

- (1) 地積測定観測計算諸簿(外周面積計算書、地積測定観測計算書及び面積計算書(座標法))
- (2) 地積測定成果簿
- (3) 精度管理表(全体集計及び地目別集計表)

#### 6 その他

- (1) 作業日誌

- (2) 業務打合せ及び協議記録簿
- (3) 第三者機関による成果品の検定証明書
- (4) 検定時に第三者機関に提出した書類一式
- (5) 地籍フォーマット 2000 データ（紙の納品は不要）
- (6) その他監督員の指示するもの

- ※ 1 成果の形態は、紙及び電子とすることを原則とし、同一成果をそれぞれの形態で提出すること。
- ※ 2 電子的手段により引き渡される成果品は、図 1 に示されるフォルダ構成とする。電子媒体のルート直下には、「地籍調査その 1 (外注) 及び道路境界確定図作成等」フォルダを置く。「地籍調査その 1 (外注) 及び道路境界確定図作成等」フォルダの下には、「E 工程」、「F I 工程」、「F II 工程」、「F R 工程」、「G 工程」、「その他」のサブフォルダを格納する。各サブフォルダ内に当該成果を格納する。なお、フォルダ構成図のフォルダの順番は例示であり、表示の順番はこれによるものではない。
- ※ 3 納品する電子データうち、ファイル形式を指定するものについては、【PDF, Excel】の様に【 】内に記載した。
- ※ 4 地籍調査の結果により、一部の成果物の提出が不要となる場合があるため、監督員に確認すること。

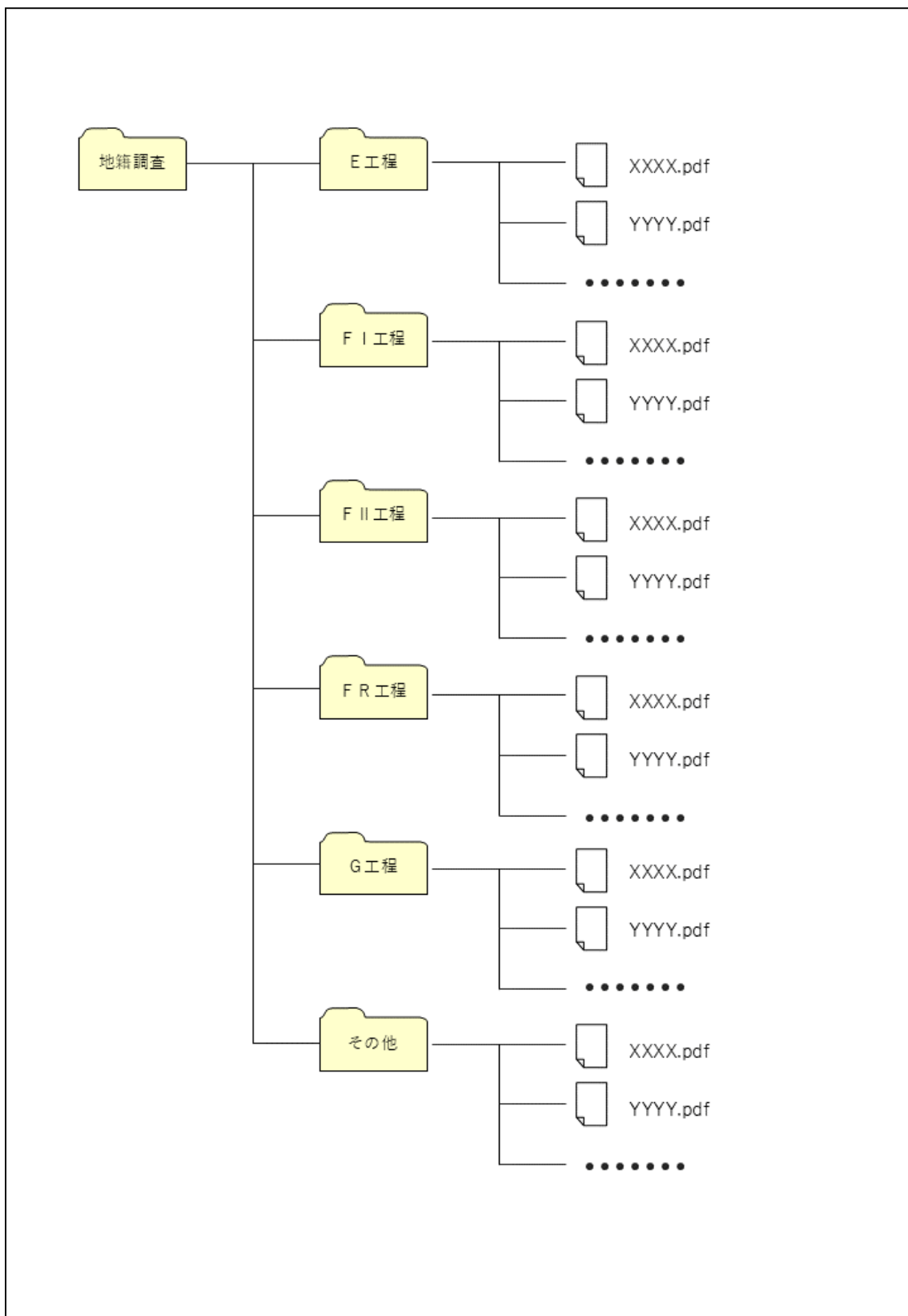


図 1 フォルダ構成

## 電子納品要領

### (電子納品媒体)

- 1 納品された電子データの原本性を確保するため、納品用の媒体には格納データの書き換えが不可能な CD-R または DVD-R を使用する (CD-RW、DVD-RW、Blu-ray (BD-R/RW) は不可)。
- 2 基本的には 1 枚の CD-R/DVD-R に格納し、収まらない場合は各媒体のラベルに何枚目/総枚数を明記する。

### (CD-R/DVD-R フォーマット)

- 1 CD-R は Joliet 又は ISO9660 フォーマット (レベル 1) を推奨する。なお、DVD-R は UDF (UDF Beide) を標準とする。

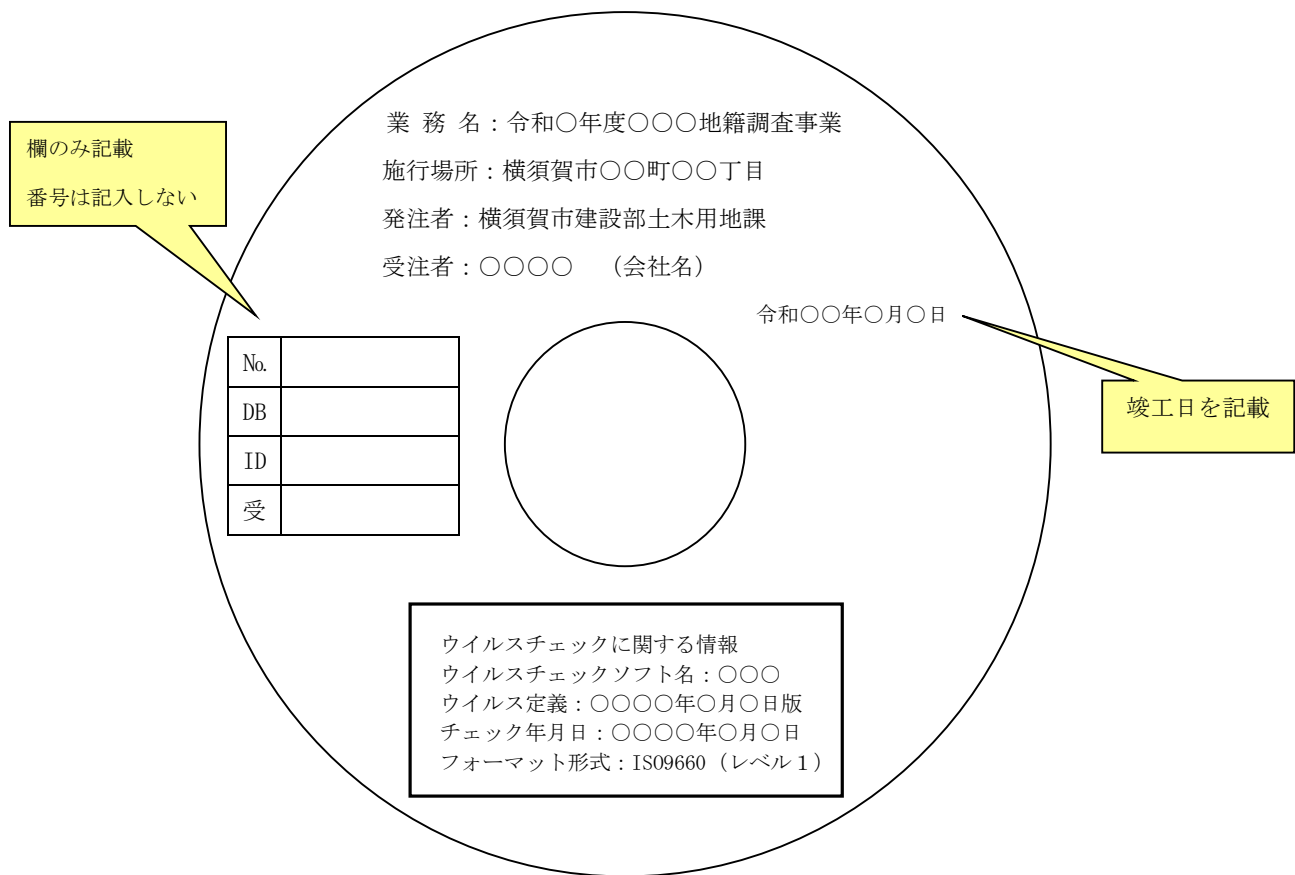
### (ウイルスチェック)

- 1 受注者は、電子成果品が完成した時点でウイルスチェックを行う。
- 2 ウイルスチェックソフトはシェアの高いものを使用し、最新のウイルス検出ができるように最新データに更新したものを利用すること。
- 3 CD-R/DVD-R には「ウイルスチェックソフト名」「ウイルス (パターンファイル) 定義年月日またはパターンファイル名」「チェック年月日」を明記する。

### (ラベル作成)

- 1 成果品の電子納品媒体には、表示例にある項目を表示するものとする。
- 2 表示方法については、CD-R/DVD-R へ直接印字を推奨するが、印字したラベルシートを貼り付ける場合は、ラベルシートの剥がれ等による電子媒体や使用機器へ悪影響を与えないよう配慮すること。

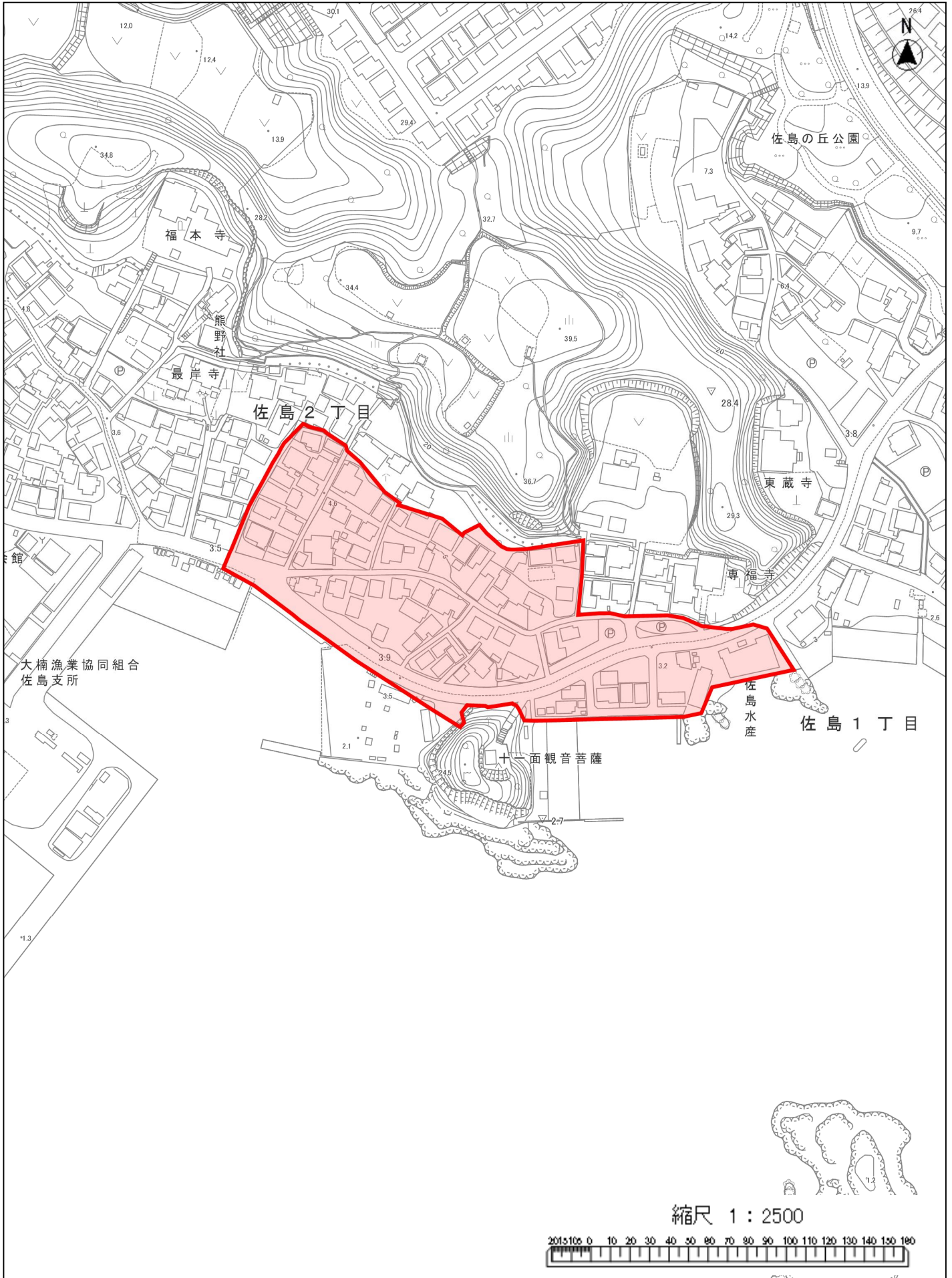
CD-R/DVD-R 表示例



(CD-R/DVD-R ケース背表紙表示例)

令和 年度 〇〇〇地籍調査事業（外注）業務委託 令和〇〇年〇月〇日

竣工日を記



調査区域面積：0.02km<sup>2</sup>

住宅地図：Copyright (C) 2026 ZENRIN CO., LTD (Z 2 6 B J 第 8 1 3 号)

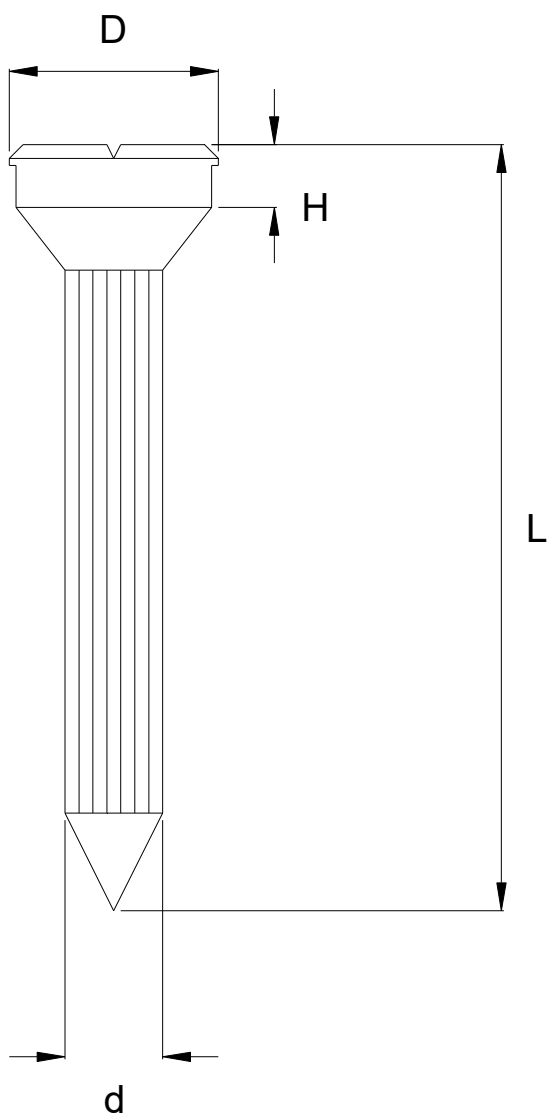
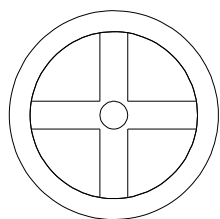
基盤地図：この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。  
「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 383」

D : 15mm

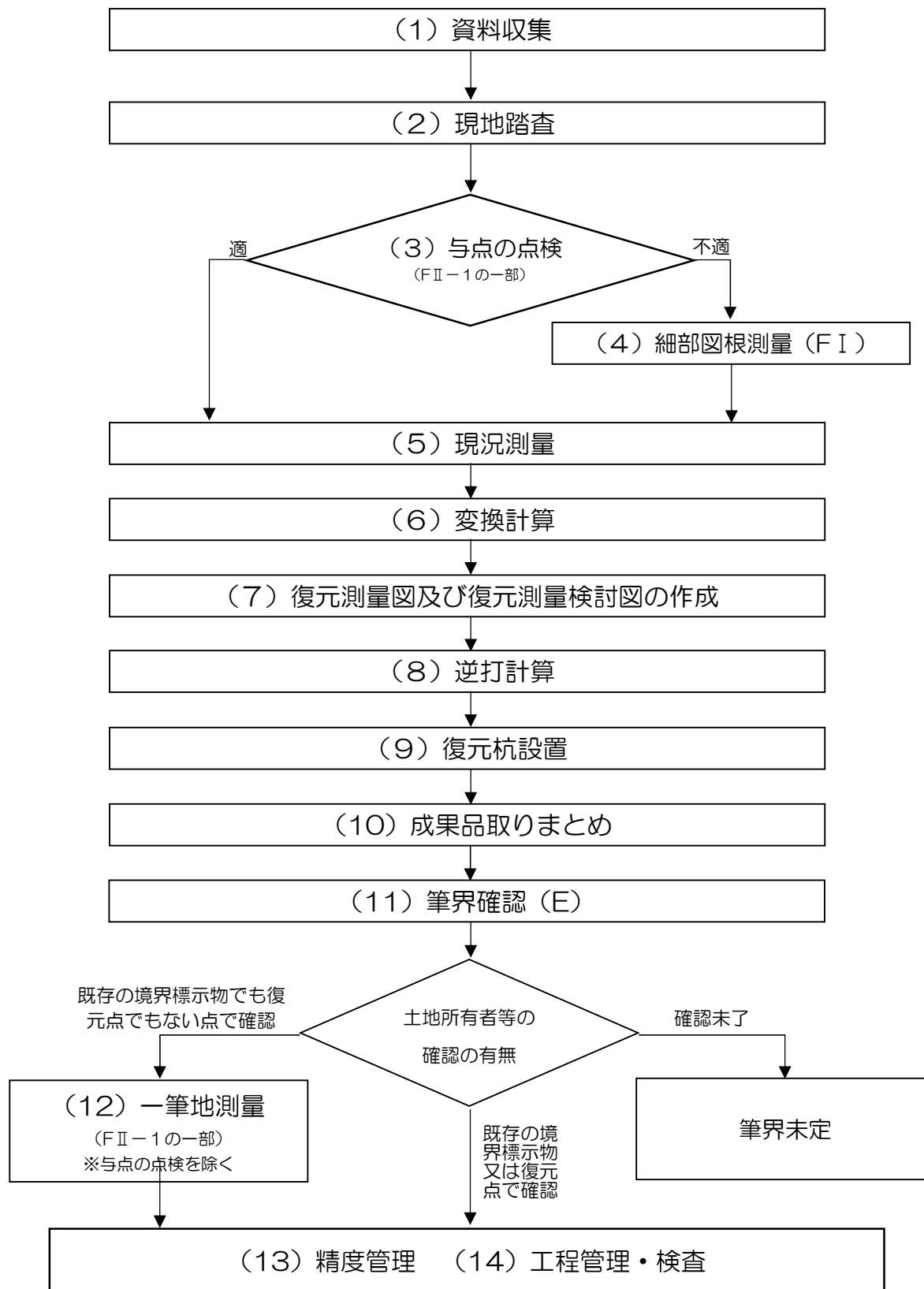
d : 7mm

H :  $4.5 \pm 1$ mm

L : 80mm



FR工程（現況測量・復元測量） フロー図



令和 年 月 日

作成者： 印

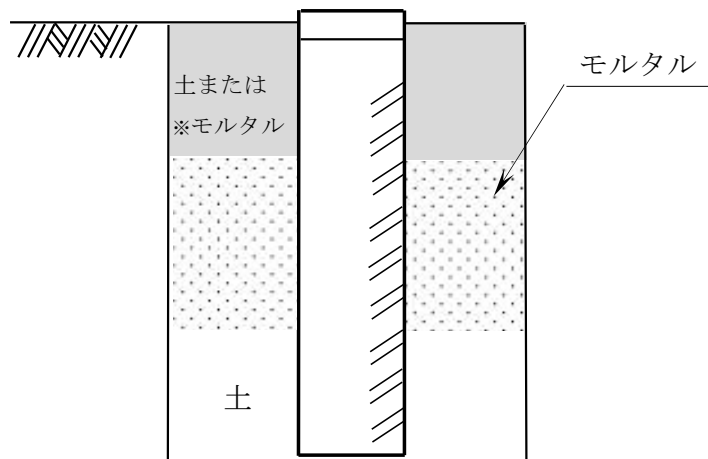
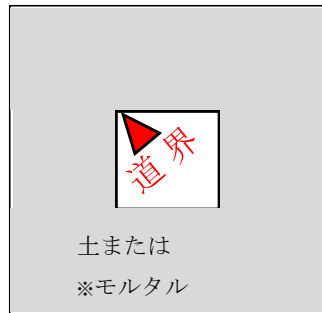
## 復元測量検討図チェック結果記録表

項目	対象	内容	チェック結果		
目視等によるチェック	データの過不足	地形	現地・調査図素図等と照らし合わせ、作成範囲に存在する必要な地形データ（道・水路、河川、法面等）がすべて作成されているか？		
		地物	作成範囲に存在する必要な地物データ（L字溝、境界ブロック、電柱、ブロック塀、建築物等）が全て作成されているか？		
		図根点等	作成範囲に存在する全てが、点データとして作成しているか？		
		復元点	作成範囲に存在する全てが、点データとして作成しているか？		
		復元線	作成範囲に存在する全てが、線データとして作成しているか？		
	図形の正確性	地形	本市で採用している図式に従い作成しているか？		
		地物	本市で採用している図式に従い作成しているか？		
			結線に間違い及び不整合箇所はないか？		
		復元線	結線に間違い及び不整合箇所はないか？		
	作成範囲	全データが作成範囲（東西南北）の最大値を超えていないか？			
	属性の正確性	地物名	地形	方位、町名、字名、地番が「調査図素図」と対応しているか？	
			その他	その他仕様書に指定した内容が、正しく入力（表示）されているか？	
		属性値	図根点等	図根点等の名称情報が正しく入力（表示）されているか？	
				座標値の情報が正しく入力されているか？	
			復元点	復元点名等の情報が正しく入力（表示）されているか？	
座標値の情報が、正しく入力されているか？					
復元線		点間距離及び既存図面の情報等が正しく入力（表示）されているか？			
その他	各データの配色の情報が正しく入力（表示）されているか？				

※各チェック項目について、基準を満たすものはチェック結果欄に“○”と記すこと。

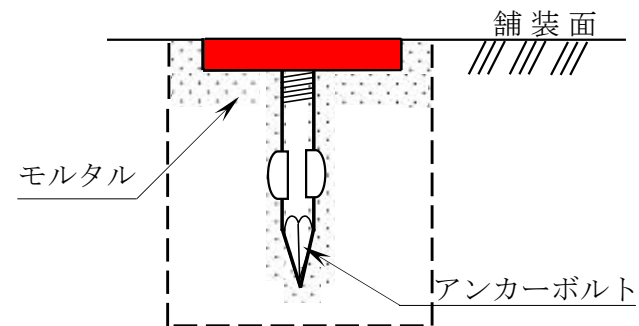
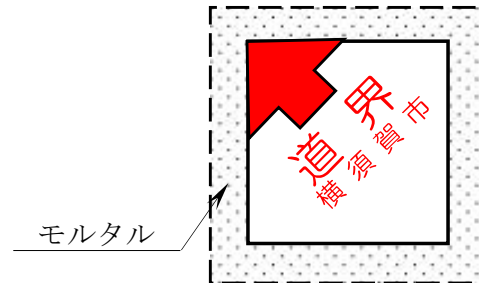
# 標準道路境界標埋設仕様

## コンクリート杭

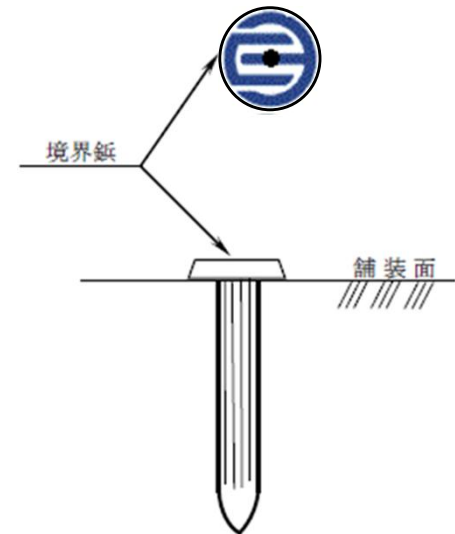
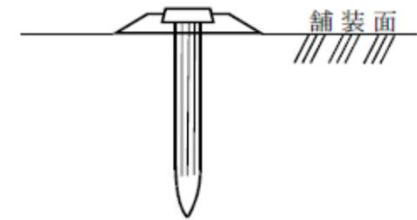
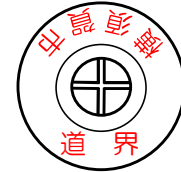


※コンクリート構造物に接する場合など

## プレート

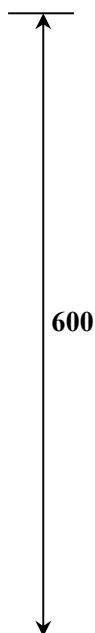


## 鈎

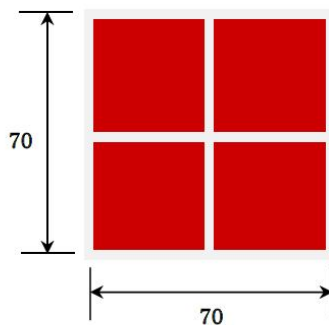


## 標準道路境界標埋設仕様

### プラスチック製道路境界杭



仕様 (mm)	キャップ色	キャップ型
70×70×600	赤	十字



側面

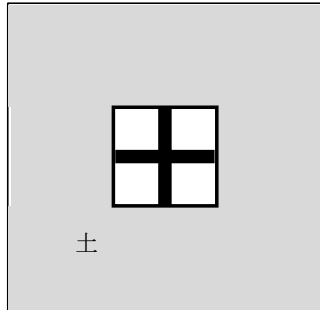
※「横須賀市」の文字が道路側から見えるように設置すること。



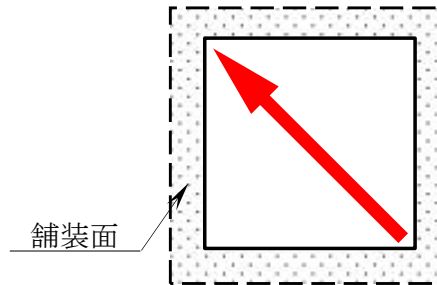
令和 4 年 4 月 改定

# 筆界標示杭埋設仕様

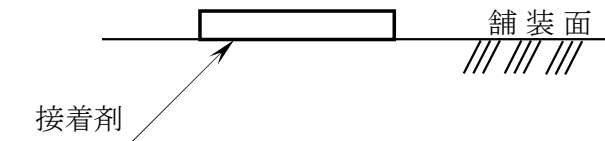
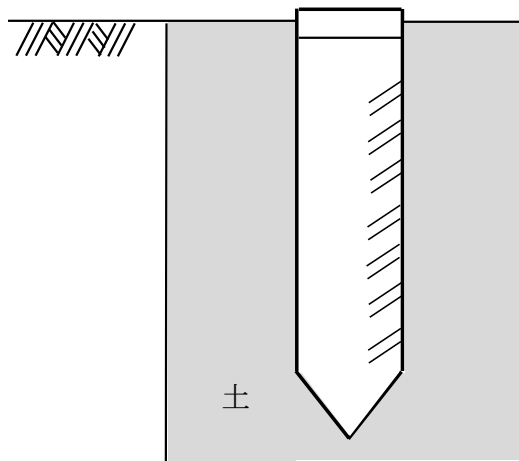
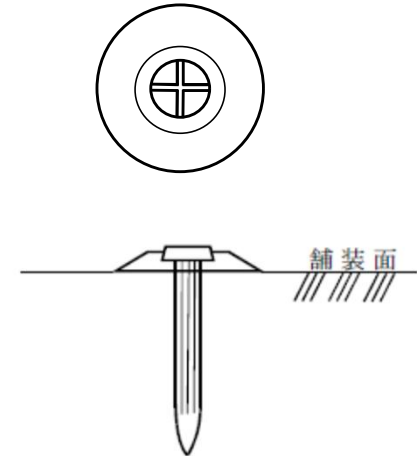
プラスチック杭



プレート



釘



## 筆界標示杭埋設作業

- (1) プレート、釘、プラスチック杭（以下「筆界標示杭」という。）は、境界標支給書（埋設指示書）により、本市が指定する場所で受領すること。
- (2) 筆界標示杭の種別は監督員の指示によること。
- (3) 筆界標示杭の埋設にあたり、確定した位置を着実に捉え、トータルステーションや2点以上の引照点などにより正確に埋設すること。
- (4) 筆界標示杭は簡単に亡失しないようにしっかりと設置すること。

## 積算諸条件調書に係る追加事項

### 1 ~~市独自単価及び積算における補足資料について~~

~~本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価のうち単価金額が記載されていない資材単価は、「ホームページ（工事積算情報）」の「市独自単価 刊行物等掲載単価 コード一覧表」を参照してください。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。~~

~~<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>~~

### 2 ~~市場単価の端数処理について~~

~~市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。~~

~~なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計し、数量×単価＝金額を算出している。~~

### 3 基準書等の適用について

本業務は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 1) 地籍調査事業費積算基準書   | 2026年4月1日版 |
| 2) 設計業務等標準積算基準書   | 令和7年7月1日版  |
| 3) 積算参考資料（計画・調査編） | 令和7年7月1日版  |
| 4) 積算参考資料（土木工事編）  | 令和7年7月1日版  |
| 5) 建設機械等損料表       | 令和7年度版     |


令和 08 年 度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )							
設 計 書 番 号	年度	課・事業所	班	連番	区分	変更回数	基準区分
	08						
事 業 所 名	横須賀市建設部						
( 工 事 ・ 業 務 ) 名	地籍調査事業 (外注)						
( 工 事 ・ 業 務 ) 箇 所	横須賀市佐島 2 丁目地内ほか						
(河川・路線・区域)名							
単 価 採 用 地 区 名	横須賀						
事 業 区 分							
工 期	令和 09 年 03 月 08 日 まで						
設 計 金 額							
設 計 概 要							
( 起 工 ・ 変 更 ) 理 由							

横須賀市

令和 08 年 度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )						
＜支出科目＞						
款	09 土木費					
項	02 道路橋りょう費					
目	01 道路橋りょう総務費					
節	12 委託料					
細節	05 測量調査設計委託料					
＜合併区分情報＞						
合併設定処理	しない					
	区 分 1					0
	区 分 2					0
	区 分 3					
	区 分 4					
	区 分 5					
	区 分 6					
	区 分 7					
	区 分 8					
	区 分 9					
＜全体金額情報＞						
	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1) 前回変更請負額(b2)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

横須賀市

令和08年度 積算諸条件調書 (当初)

経費等情報	設計業務	委託先/α、β				
		電子成果品作成費				
	測量業務	安全費率		3.0%		
		電子成果品作成費		計上する		
		旅費交通費		計上する(測量)		
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費				
		施工管理費				
	地質・土質調査業務(解析)	委託先/α、β				
	港湾測量業務	技術経費率				
	港湾磁気探査業務	技術経費率				
	業務委託	諸経費率				
		技術経費率				
地籍調査事業費積算基準書	適用年版		2026年4月1日適用			
設計業務等標準積算基準書	適用年版		令和07年7月1日適用			
資材等単価表	適用年版		令和08年5月1日基準			
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考		
(その他情報欄)						

業務設計書

業務名	地籍調査事業(外注)
場所	第261計画区 横須賀市佐島一丁目及び二丁目地内の各一部
業務概要	F I 工程、FR工程、E工程、F II-1工程、F II-2工程、G工程

	名称	数量	単位	連乗 計数	変化率	工程基準額等	工程事業費 等	摘要
補助事業費	FR工程 (現況測量)	0.02	km <sup>2</sup>					単価表 FR工程(現況測量)
	FR工程 (復元(面積))	0.0127	km <sup>2</sup>					単価表 FR工程(復元測量 資料面積等からの復元)
	FR工程 (復元(辺長))	0.0073	km <sup>2</sup>					単価表 FR工程(復元測量 資料辺長等からの復元)
	E工程	0.02	km <sup>2</sup>					単価表 E工程
	F I 工程	0.02	km <sup>2</sup>					単価表 F I 工程
	F II-1工程	0.02	km <sup>2</sup>					単価表 F II-1工程
	F II-2工程	0.02	km <sup>2</sup>					単価表 F II-2工程
	G工程	0.02	km <sup>2</sup>					単価表 G工程
	打合せ経費	1	式					単価表 打合せ
	旅費交通費	1	式					単価表 連絡車(ライトバン)運転費
	電子成果品 作成費	1	式					単価表 電子成果品作成費
①小計								

	名称	数量	単位		単価等	金額	摘要
③諸経費	諸経費		%				①×諸経费率
④成果検定費	F I 工程	0.02	km <sup>2</sup>				下限10,000円
	F II-1工程	0.02	km <sup>2</sup>				下限10,000円
⑤業務価格(税抜)							(①+③+④)万円止め
⑥消費税及び 地方消費税相当額		10.0	%				⑤×消費税率
⑦業務費計							⑤+⑥

## 各工程の諸条件表

条件係数	諸条件	工程分類					
		FR	E	FI	FII-1	G	H
普通 $\alpha$ 係数	傾斜区分	-	-	平坦地		-	-
$\alpha$ E 増加特例	距離係数	-	-	-	-	-	-
	段階工係数	-	-	-	-	-	-
	防風林係数	-	-	-	-	-	-
	崩土係数	-	-	-	-	-	-
	$\alpha$ FI、 $\alpha$ FII-1 の増加特例	建物密集度係数	-	-	建ぺい率60% 容積率200%		-
				市街II		-	-
$\beta$ 係数	視通障害区分	-	-			-	-
$\gamma$ 係数	作業	-	-	従来法	-	-	-
	一筆平均面積	-	-	101~150m <sup>2</sup>			
	縮尺	-	-	1/500			
$\delta$ 係数	一筆の形状	-	-	不整形地		-	-
$\varepsilon$ 係数	精度	-	-	甲1		-	-
$\Upsilon$ 係数	-	-	-	-	-	-	-
$\eta$ 係数	地域	市街地乙	-	-	-	-	-
	地形	平地	-	-	-	-	-
	縮尺	1/500	-	-	-	-	-
$\theta$ 係数	地域	市街地乙	-	-	-	-	-

## 各工程の補正係数

- ① FII-1工程は単価に12%の補正係数を乗じるものとする。
- ② その他の工程は、都市部官民境界基本調査等の既存成果活用による補正は行わない。

### FR工程について

- ① 補正係数(Z)は実施面積当たりで算出するものとする。
- ② 復元測量の変化率は、以下により算出するものとする。  
復元測量=[1+ $\theta$ ]
- ③ FR工程については、補正係数による歩掛の減は行わない。

### その他

- ① E工程の需用費(材料費)は、計上しない。筆界杭は市が支給する。
- ② FII-1工程の補正係数は、FR工程における作業内容を反映した。
- ③ FII-2工程の需用費(材料費)は、計上しない。原図用紙は、必要に応じて市が支給する。
- ④ G工程の需用費(材料費)は、計上しない。CD-Rは、必要に応じて市が支給する。
- ⑤ 安全費率は「市街II」を適用する。

# 単価表

円					
FR工程(現況測量) <span style="float: right;">(0.02km<sup>2</sup>あたり)</span>					
名称	形状寸法、内訳等	数量	単位	単価	金額
直接人件費					
測量主任技師			人		
測量技師			人		
測量技師補			人		
測量助手			人		
小計					
測量補助員			人		
直接人件費計	①+②				
機械経費	測量補助員を除く直接人件費(①)の4.5%		%		
需用費(消耗品費等)	測量補助員を除く直接人件費(①)の2%		%		
安全費	直接作業費(③+④+⑤)の3%		%		
合計	③+④+⑤+⑥				

①

②

③

④

⑤

⑥

# 単価表

円					
FR工程(復元測量 資料面積等からの復元)					(0.0127km <sup>2</sup> あたり)
名称	形状寸法、内訳等	数量	単位	単価	金額
直接人件費					
測量主任技師			人		
測量技師			人		
測量技師補			人		
測量助手			人		
直接人件費計					①
機械経費	測量補助員を除く直接人件費(①)の3%		%		②
需用費(消耗品費等)	測量補助員を除く直接人件費(①)の6%		%		③
安全費	直接作業費(①+②+③)の3%		%		④
合 計	①+②+③+④				⑤
0.0127km <sup>2</sup> あたりの単価	⑤の0.127倍		倍		

# 単価表

円					
FR工程(復元測量 資料辺長等からの復元)					(0.0073km <sup>2</sup> あたり)
名称	形状寸法、内訳等	数量	単位	単価	金額
直接人件費					
測量主任技師			人		
測量技師			人		
測量技師補			人		
測量助手			人		
直接人件費計					①
機械経費	測量補助員を除く直接人件費(①)の3%		%		②
需用費(消耗品費等)	測量補助員を除く直接人件費(①)の6%		%		③
安全費	直接作業費(①+②+③)の3%		%		④
合 計	①+②+③+④				⑤
0.0073km <sup>2</sup> あたりの単価	⑤の0.073倍		倍		

# 単価表

円					
E工程 一筆地調査 (1.0km <sup>2</sup> あたり)					
名称	形状寸法、内訳等	数量	単位	単価	金額
直接人件費					
測量主任技師			人		
測量技師			人		
測量技師補			人		
測量助手			人		
測量補助員			人		
直接人件費計					
需用費(消耗品費等)	直接作業費①の3%		%		
安全費	直接作業費①の3%		%		
合計	①+②+③				

①※

②

③

※委託する工程は、「計画」、「関係機関等との調整」、「調査図素案等作成」、「関連資料整理」、「住所不明所有者等の調査結果の整理」、「現地調査の通知」、「筆界表示杭の設置」、「現地調査」、「点検整理」である。なお、「現地調査の通知」は実施通知及び立会通知の2回を計上することとする。

# 単価表

円					
F I 工程 細部図根測量					(1.0km <sup>2</sup> あたり)
名称	形状寸法、内訳等	数量	単位	単価	金額
直接人件費					
測量主任技師			人		
測量技師			人		
測量技師補			人		
測量助手			人		
測量補助員			人		
直接人件費計					①
需用費(材料費)					
金属鋸	鋸 7mm×15mm×80mm		本		②
雑品費	材料費(②)の0.5%以内		%		③
需用費(材料費)計	②+③				④
機械経費					
トータルステーション	2級		台日		
パーソナルコンピュータ	デスクトップ型		台時		
小計					⑤
雑器具費	(①+④+⑤)の0.5%以内		%		⑥
機械経費計	⑤+⑥				⑦
需用費(消耗品費等)	直接作業費(①+④+⑦)の5%		%		⑧
精度管理費	直接人件費(①)と機械経費(⑦)の7%		%		⑨
安全費	直接作業費(①+④+⑦)の3%		%		⑩
合計	①+④+⑦+⑧+⑨+⑩				

# 単価表

円					
FⅡ-1工程 一筆地測量					(1.0km <sup>2</sup> あたり)
名称	形状寸法、内訳等	数量	単位	単価	金額
直接人件費					
測量技師			人		
測量技師補			人		
測量助手			人		
測量補助員			人		
直接人件費計					①
機械経費					
トータルステーション	2級		台日		
パーソナルコンピュータ	デスクトップ型		台時		
小計					②
雑器具費	①+②の0.5%以内		%		③
機械経費計	②+③				④
需用費(消耗品費等)	直接作業費(①+④)の5%		%		⑤
精度管理費	直接人件費(①)と機械経費(④)の7%		%		⑥
安全費	直接作業費(①+④)の3%		%		⑦
合計	①+④+⑤+⑥+⑦				⑧
補正係数	⑧に補正係数12%を適用		%		

# 単価表

円					
F II - 2 工程 地籍図原図の作成					(1.0km <sup>2</sup> あたり)
名称	形状寸法、内訳等	数量	単位	単価	金額
直接人件費					
測量技師			人		
測量技師補			人		
測量助手			人		
直接人件費計					①
機械経費					
インクジェットプロッタ	A1版		台日		②
パーソナルコンピュータ	デスクトップ型		台時		③
小 計	②+③				④
雑器具費	(①+④)の0.5%以内		%		⑤
機械経費計	④+⑤				⑥
合 計	①+⑥				

# 単価表

円					
G工程 地積測定 (1.0km <sup>2</sup> あたり)					
名称	形状寸法、内訳等	数量	単位	単価	金額
直接人件費					
測量技師			人		
測量技師補			人		
測量助手			人		
直接人件費計					①
機械経費					
パーソナルコンピュータ	デスクトップ型		台時		②
雑器具費	(①+②)の0.5%以内		%		③
機械経費計	②+③				④
精度管理費	直接人件費(①)と機械経費(④)の7%		%		⑤
合計	①+④+⑤				

# 単価表

円

打合せ（着手時・中間時・最終）

名称	形状寸法、内訳等	数量	単位	単価	金額
測量主任技師			人		
測量技師			人		
測量技師補			人		
合 計					

# 単価表

円						
連絡車(ライトバン)運転費 1500cc					(50日あたり)	
名称	形状寸法、内訳等	数量	単位	単価	金額	
ガソリン	レギュラー スタンド渡し	5.4	L			①
ライトバン(二輪駆動)	乗車定員5名 排気量1.5L	2.0	時			②
ライトバン(二輪駆動)	乗車定員5名 排気量1.5L	1.0	日			③
合計	①+②+③					④
50日あたりの単価	④の50倍	50.0	倍			

# 単価表

円					
電子成果品作成費				(実施面積あたり)	
名称	形状寸法、内訳等	変化率	単価	金額	
直接人件費	FR工程(現況測量)				①
直接人件費	FR工程(復元測量 資料面積等からの復元)				②
直接人件費	FR工程(復元測量 資料辺長等からの復元)				③
直接人件費	E工程 一筆地調査				④
直接人件費	F I 工程 細部図根測量				⑤
直接人件費	F II - 1 工程 一筆地測量				⑥
直接人件費	F II - 2 工程 地籍図原図の作成				⑦
直接人件費	G工程 地積測定				⑧
合計	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧				⑨
電子成果品作成費	$2.3 \times \text{⑨}^{0.44}$				

※電子成果品作成費= $2.3 \times x^{0.44}$  ただし、x:直接人件費(千円)

・上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、事業費の算定を行う全ての作業工程に係る直接人件費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。

・算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てるものとする。

・電子成果品作成費の上下限については、上限:170千円、下限:10千円とする。

